はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費について

1. 岩手県における申請書の提出先について

本県におけるはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費 (以下「療養費」という。)に関する受領委任については、平成31年1月より県内 全33市町村国保及び後期高齢者医療広域連合が参加している状況です。

国保連において療養費審査会を平成 31 年 6 月に設置することから、<u>平成</u> 31 年 6 月提出分より国保連へ提出となります。

本会で審査後、各保険者へ送付し支給決定後、各保険者より療養費の支払いがされます。

受領委任取扱を受けている施術所

○受領委任取扱以前の施術分(平成30年12月施術以前)

送付先:各保険者

○受領委任取扱以降の施術分(平成31年1月施術以降)

送付先:岩手県国民健康保険団体連合会 審査課福祉·療養費係

〒020-0025 岩手県盛岡市大沢川原三丁目 7-30

受領委任取扱を受けていない施術所

送付先:各保険者

2. 申請書の提出に関する留意事項

提出締切日

毎月原則10日(必着)

(締切日を過ぎて届いた申請書は、翌月受付分扱いとなります。)

提出方法

提出の際、封筒等の表面に朱書きで「あはき療養費申請書在中」と記載のうえ、持参または郵送等により提出ください。

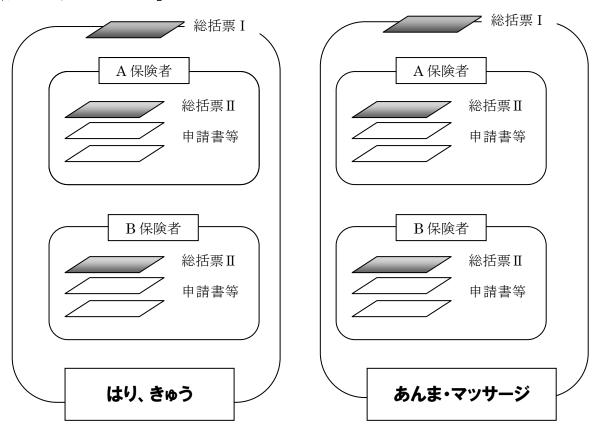
提出物

- ○受領委任の取扱規程で示されている統一様式にて提出となります。
 - ・総括票 I (様式第8号)
 - 総括票Ⅱ (様式第9号)
 - ・申請書(様式第6号)(様式第6号の2)
 - ※各申請書には、別途請求内容に応じて往療内訳表(様式第7号)、施術報告書及び同意書等を添付してください。

申請書等の編てつ方法

- ①申請書(同意書や様式第7号等を含む)は、「はり、きゅう用(様式第6号)」と「あんま・マッサージ用(様式第6号の2)」の種別ごとに分けてください。
- ②①で種別ごとに分けた申請書は、保険者ごとにまとめ、総括票Ⅱ(様式第9号) を上に添付しホッチキス等で綴じてください。
- **③**②の束を保険者番号順に並べてください。
- ④③のはり、きゅう分の束とあんま・マッサージ分の束それぞれに、総括票Ⅰ(様式第8号)を添付してください。
- ※後期高齢者医療広域連合分についても、上記の方法により**保険者番号**ごとに編 てつしてください。
- ※保険者内の申請書等は、被保険者番号順に編てつしてください。

【編てつ方法のイメージ】



3. 申請書送付先・問合せ等

〒020-0025 岩手県盛岡市大沢川原三丁目 7-30

岩手県国民健康保険団体連合会

審査部 審査課 福祉・療養費係 TEL: 019-623-4328 FAX: 019-623-4340